

株式会社道環リサイクルの最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 樺戸郡新十津川町字中央 89 番地 4
名称 株式会社道環リサイクル 代表取締役 西田 浩二
- (2) 申請年月日 令和 3 年 (2021 年) 12 月 22 日
- (3) 施設の設置予定場所 樺戸郡新十津川町字総進 153 番 14, 153 番 15, 153 番 19, 154 番 93、154 番 94, 154 番 96, 154 番 97, 154 番 98, 154 番 99
- (4) 施設の種類 施行令第 7 条第 14 号ロ (安定型最終処分場)
施行令第 7 条第 14 号ハ (管理型最終処分場)
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油 (タールピッチに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動植物性残さ、動物系固形不要物、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの (水銀回収義務が無いものに限る。) を含む。
- (6) 施設の処理方式 準好気性埋立
- (7) 施設の処理能力 面積 : 15, 867 m² 容量 : 118, 310 m³

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
地目は山林、原野及び畑である。また、当該申請地は都市計画法に該当しない。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺 500m 以内に人家はない。最寄りの人家は申請地北東 1.2 k m に位置する。
- (3) 生活環境の状況 (利水状況など)
申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は申請地から西に約 8.5 k m 離れた徳富川 (徳富ダム) である。申請地周辺 500m 以内に飲用井戸はない。申請地及びその周辺は悪臭・騒音・振動に係る規制区域には指定されていない。

3 当該地域における廃棄物の処理状況

- (1) 周辺の処理施設
申請地から東に約 1.5 k m の地点に申請者の既存の中間処理施設 (破碎施設、選別施設、脱水施設) がある。また、南に約 3.0 k m の地点に申請者の既存の安定型最終処分場及び安定型及び管理型最終処分場が設置されている。
- (2) 廃棄物処理の動向
空知管内に現在稼働中の安定型最終処分場は 13 箇所、安定型及び管理型最終処分場は 11 箇所、焼却施設は 2 箇所設置されている。申請者の施設において、各事業場等から排出される産業廃棄物の中間処理、最終処分が行われている。

新十津川町内で現在稼働中の最終処分場は、申請者の安定型最終処分場及び安定型及び管理型最終処分場の２施設のみとなっている。

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和４年（２０２２年）１月１７日（月）～令和４年（２０２２年）２月１７日（木）

(2) 市町村長の意見

令和４年（２０２２年）３月３日（木）を提出期限として照会する予定。

(3) 利害関係者の意見

令和４年（２０２２年）３月３日（木）を提出期限として募集する予定。

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立、破碎、選別、脱水の許可を取得している。（令和４年１月時点）

また、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。

(2) 申請者への立入検査

令和３年（２０２１年）２月９日に建設予定地の現地調査を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。また、申請者事業場に対する立入調査は、直近では令和３年（２０２１年）１１月１１日に実施している。

(3) 申請者への不利益処分の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町との協議状況

令和３年（２０２１年）９月９日に新十津川町と公害防止協定を締結済み。

(2) 他法令の規制

- ・森林法に係る協議中。
- ・北海道自然環境等保全条例に係る協議予定。
- ・土壌汚染対策法に係る協議予定。